

令和6年度 第2回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和6年8月8日（木）
午後2時～午後4時
梅丘パークホール 集会室

1 開会

2 議事

【協議事項】

- (1) 男女共同参画に関する区民意識・実態調査の設問について

[資料1-1、1-2]

【報告事項】

- (1) 「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書」の完成について [資料2-1、2-2]

- (2) 「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

[資料3]

3 閉会

◆今後の予定

令和6年10月 第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

◆配付資料

資料1-1 設問一覧 【修正案】

資料1-2 設問一覧 【比較表】

資料2-1 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書(概要版)

資料2-2 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書(本編)

資料3 「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

◆参考資料

資料① 令和6年度 世田谷版 男女共同参画タウンミーティング ちらし

資料② 情報誌らぷらす88号

◆意見集約票

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

事務局 設問修正 (案)

設問について				回答について			
★導入★							
設問	ご意見	事務局の対応	状況		状況	説明文 (事務局案)	
導入	「配偶者とは、事実婚、パートナーを含む」ことをどこかに記載してもよいのでは。	説明文を追加する。ただし「パートナー」については、配偶者と併記する。	追加	前提条件としての前書き	追加	本調査では、「配偶者」の表記については「事実婚」を含みます。	
項目 1 【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】							
設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答	
F1				あなたの性別 (性自認) は？		1. 男性 2. 女性 3. その他	
F2				あなたのお歳はおいくつですか。		1. 18～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳 4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳 7. 50～54歳 8. 55～59歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳	
F3				あなたは結婚していますか。		1. している (事実婚・パートナーを含む) 2. していない (離別・死別など) 3. していない (未婚)	
F3で「1」とお答えの方に (「F3-1」)							
F3-1				あなたの世帯は、共働きですか。		1. 共働き 2. 夫だけ働いている 3. 妻だけ働いている 4. パートナーの片方だけ働いている 5. 夫婦・パートナーとも無職	
F4				お子さんはいらっしゃいますか。		1. いる 2. いない	
F4で「1」とお答えの方に (「F4-1」)							
F4-1				一番下のお子さんは、おいくつですか。		1. 1歳未満 2. 1～2歳 3. 3歳～小学校入学前 4. 小学生 5. 中学生 6. 高校生 7. 短大・各種学校・大学・大学院生 8. 社会人 9. その他 ()	
F5				あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場 (自分が親、自分が子ども) にかかわらず、世帯構成をお答えください。		1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみ (一世帯家族) 3. 親と子どものみ (二世帯家族) 4. 親と子どもと孫 (三世帯家族) 5. その他 ()	
項目 2 【家庭生活と家族観について】							
設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答	
問1	選択肢について、肯定と否定は同数の方が誘導的でなくて良い。	選択肢の「2 わりとよくやる」を削除する。		あなたは (ア)～(ク) にあけることをどの程度おこなっていますか。 (○はそれぞれ1つずつ)	修正	1 いつもしている 2 ときどきする 3 ほとんどしない 4 まったくしない (ア) 食事をしたく (イ) 食料品・日用品の買い物 (ウ) 洗濯 (エ) 部屋掃除 (オ) 風呂やトイレの掃除 (カ) 庭や玄関回りの掃除 (キ) ゴミ出し (ク) 町内会や自治会への出席	
問2は、既婚 (事実婚・パートナーを含む) の方のみお答えください。							
問2				あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。		1. ほとんどしない 2. 15分くらい 3. 30分くらい 4. 1時間くらい 5. 2～3時間くらい 6. 4～5時間くらい 7. 6～7時間くらい 8. 8時間以上	
問3	○(ク)について「男の子も女の子も」の部分は「性別にかかわらず」の方が、表現として良いのではないか。	○(ク)において「男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい」を「性別にかかわらず同じ程度の学歴を持つ方がよい」に変更する。		最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあげる考えについて、あなたはどのように思いますか。 (○はそれぞれ1つずつ)	修正	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない (ア)結婚する、しないは個人の自由である (イ)未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方 (ウ)「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方 (エ)話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である (オ)女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい (カ)女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい (キ)男の子も、家事ができるように育てるのがよい (ク)性別にかかわらず同じ程度の学歴を持つ方がよい (ケ)父親はもっと子育てに関わる方がよい (コ)子育てには地域社会の支援も必要である (サ)子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (シ)子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (ス)家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない (セ)自分の仕事のために、女性が専任するというのもひとつの生き方 (ソ)家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい (タ)家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている (チ)「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する	
問4				一人の女性が生涯に産む子どもの平均数 (合計特殊出生率) は、1.26人 (令和4年厚生労働省人口動態統計) と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいため 7. 子育てのための肉体的負担が大きいため 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的負担が大きいため 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性 (夫) の理解や協力が足りないから 14. その他 () 15. わからない	
問5				身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思いますか。 (○は3つまで)		1. 大人と子どもと一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもと一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてもらえる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いきり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽な相談のできる場 9. その他 () 10. 特にな 11. わからない	

項目3 【労働・職場】						
設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問6				あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つまで)		1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員(登録派遣) 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生
問6で「1」～「8」とお答えの方に(「問6-1、6-2」)						
問6-1				あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)		1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他()
問6-2				あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他() 11. 特にな 12. その他()
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。						
問7				あなたは、今までに仕事についてありますか。 (○は1つだけ)		1. 仕事についていることがある 2. 仕事についていない
問8				あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)		1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他() 16. 特に理由はない
問9	①「地域活動」を選択肢に入れた方がよい。 ②「その他」の選択肢がないのは理由があるのか。	①「地域活動」について追加する ②「その他」について追加する		あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いませんか。 (○は1つだけ)	修正	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい(起業) 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事を「SOHO」や「テレワーク」で働きたい 5. 地域活動をしたい 6. 非営利活動団体(NPO、NGO等)で活動したい 7. 家の仕事(家業)を手伝いたい 8. したいができないと思う 9. 働きたいと思わない 10. その他
問10				女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)		1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事もち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他()
問11				女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 育 児 2. 子どもを預ける場所(保育園)がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他() 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない
項目4 【仕事と子育て】						
設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問12		配偶者に「パートナー」を併記する。	修正	仮に、あなたやあなたの配偶者・パートナーがこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 (○は1つだけ)		1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
問12で「2.利用しない」とお答えの方に(「問12-1」)						
問12-1				育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 (○は2つまで)		1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事(職場)に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他() 9. 特に理由はない
問13				育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)		1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他(具体的な:) 11. 特にない 12. わからない
問14				子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など) 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他() 9. 特にない 10. わからない
問15				子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 保育園の多様な運営(長時間保育、病後児保育等) 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他() 7. わからない
項目5 【介護】						
設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問16	①「子(女)」、「子(男)」と「娘」「息子」の表記は統一すべきでないか。 ②「隣人」を別出して残すことで、回答率の低さを浮き彫りにできる。その上で削除の方がよいのでは。	①「娘」「息子」に表記を統一する。 ②「隣人」は別出して残す。		あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 (○は1つだけ)	修正	1. 配偶者・パートナー 2. 娘 3. 息子 4. 娘の配偶者・パートナー 5. 息子の配偶者・パートナー 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. 友人 9. 隣人 10. 公的・民間サービスを利用する 11. その他() 12. わからない
問17				これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)		1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他() 8. わからない

項目6 【ドメスティック・バイオレンス (DV) 及び性暴力】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問18				あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(＝DV防止法)をご存知ですか。 (○は1つだけ)		1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない
問19				あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦(事実婚・離婚後も含む)や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。 (○は1つだけ)		1. 100%加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない 4. その他() 5. わからない
問20				あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 命の危険を感じるような暴力行為 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 3. 大声でどなる、無視する 11. 外出先を制限する、封書やメールを無断で見る 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 12. その他() 5. 大切にしているものを壊す 13. 特にない 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない
問21				「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。 (○は3つまで)		1. 家庭内で暴力は犯罪であるという意識の啓発 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 9. 加害者に対する厳正な対処 3. 緊急時の相談体制の充実 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 4. 住居や就労あっせん、経済的援助など、生活支援の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 12. その他() 6. 関係機関やスタッフの充実 13. わからない 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供
問22				あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。 (○はそれぞれ1つずつ)		1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別的な禁止や防止策

項目7 【社会参加・「男女共同参画センター“らぶらす”」について】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問23				あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。 (○は1つだけ)		1. 参加している 2. 参加していない
問23で「1.参加している」とお答えの方に(「問23-1」)						
問23-1				参加されているのは、どのような活動内容ですか。 (○はあてはまるものすべて)		1. スポーツ活動 3. 学習活動 5. 自治会・町内会活動 7. 消費者活動 2. 趣味的活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 6. PTA・子ども会活動 8. その他()
問23で「2.参加していない」とお答えの方に(「問23-2」)						
問23-2				参加されていないのは、どのような理由からですか。 (○は3つまで)		1. 時間に余裕がないから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 11. 関心がないから 2. 情報がないから 7. 経済的に余裕がないから 12. その他() 3. 子どもが小さいから 8. 近くに活動する場所がないから 4. 一人で活動の方が好きだから 9. 家族が反対するから 5. 仲間がないから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから
(説明)				§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター“らぶらす”」という施設が、三軒茶屋にあります。§		
問24				あなたは、「男女共同参画センター“らぶらす”」をご存知ですか。 (○は1つだけ)		1. 知っていて、利用したこともある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない
問25				区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター“らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思う事業はどれでしょうか。 (○は3つまで)		1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業(例 男性向け家事・育児・介護セミナー等) 2. 女性の就業支援を目的とした事業(例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等) 3. 最新の社会問題を扱う事業(例 ストーカー、DV防止啓発物発行等) 4. 情報誌“らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめるきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業(例 男女共同参画週間イベント等) 10. その他()

項目8 【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問26	選択肢について、肯定と否定は同数の方が誘導的でなくて良い。	「3.あまり平等になっていない」を追加する。		あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 (ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。 (○はそれぞれ1つずつ)	修正	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. あまり平等になっていない 4. 平等になっていない 5. わからない (ア) 家庭生活では (イ) 職場では (ウ) 教育の場では (エ) 社会参加の場では (オ) 全体として、現在の日本では
問27				あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。 (○は1つだけ)		1. 十分反映されている 3. あまり反映されていない 5. わからない 2. ある程度反映されている 4. ほとんど反映されていない
問27で「3」か「4」を答えた方に(「問27-1」)						
問27-1				反映されていない理由は何だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 女性議員が少ない 4. 女性自身が消極的 7. 女性の能力に対する偏見がある 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 5. 男性の意識、理解が足りない 8. その他() 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 6. 社会のしくみが女性に不利
問28				今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると考えますか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 10. 男らしさや女らしさが否定される 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 12. 女性の負担が増える 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 13. その他() 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 14. わからない
問29				女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。 (○は3つまで)	3	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 13. その他() 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 14. 特にない

項目9 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
(説明)				<p>【資料】※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。</p> <p>なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。</p> <p>○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。</p> <p>○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など</p> <p>○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど</p>		
問30				あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）		<p>1. 「仕事」を優先したい</p> <p>2. 「家庭生活」を優先したい</p> <p>3. 「地域・個人の生活」を優先したい</p> <p>4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい</p> <p>5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい</p> <p>6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい</p> <p>7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい</p> <p>8. わからない</p>
問31				問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）		<p>1. 「仕事」を優先している</p> <p>2. 「家庭生活」を優先している</p> <p>3. 「地域・個人の生活」を優先している</p> <p>4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している</p> <p>5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している</p> <p>6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している</p> <p>7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している</p> <p>8. わからない</p>
問32				今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。（○は3つまで）		<p>1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実</p> <p>2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透</p> <p>3. 職場の両立支援制度の充実</p> <p>4. 両立支援制度の利用の促進</p> <p>5. 法律や制度の充実</p> <p>6. 長時間勤務の見直し</p> <p>7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実</p> <p>8. 家族のサポートや家族の意識改革</p> <p>9. 個人の意識改革や努力</p> <p>10. 在宅勤務等の多様な働き方の推進</p> <p>11. その他（具体的に： ）</p>

項目10 【防災】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問33	①性的マイノリティの観点で回答肢をいれた方がよい。 ②設問が誰を主体に聞いているのかわかりづらい。	①回答肢を追加する。 ②設問を修正する。 「区に求めること」の前提をクリアにする。また、回答肢「5. 消防職員、消防団員～」を削除する。	修正	近年、頻発化する震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。中でも、避難所の運営等、様々な意思決定過程への女性の参画が不十分であることが指摘されています。防災分野で男女共同参画の視点を活かすために、区に求めることは何ですか。（○はあてはまるものすべて）	修正	<p>1. 災害や防災に関する知識の習得を進める</p> <p>2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする</p> <p>3. 災害対応や復興においてリーダーとなる女性を育成する</p> <p>4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる</p> <p>5. 避難所設備に女性の意見を反映させる</p> <p>6. 備蓄品に女性の視点を活かす</p> <p>7. 性的マイノリティの視点を取り入れる</p> <p>8. その他（ ）</p> <p>9. わからない</p>

NEW! 項目11 【男性特有の生きづらさについて】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
説明				内閣府の女性版骨太の方針2023では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。		
問34			修正	日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが最も強く存在すると思いますか。（男性以外の方もお答えください。）（○は1つまで）	修正	<p>1. 弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え</p> <p>2. 力仕事や危険な仕事を任せられる</p> <p>3. リーダーシップを求められる</p> <p>4. 家族を養う経済力を求められる</p> <p>5. 家事・介護・育児等より仕事を優先される</p> <p>6. 「家」を背負っていかねばならない責任感</p> <p>7. 男性がゆえにからかわれる趣味がある</p> <p>8. その他（具体的に ）</p> <p>9. わからない</p>
問34-1	この設問全体が何を分析したいのかわからない。	①問34、34-1は、一般論としての「男性であること」の負担感や生きづらさにうけて、性別を限定せずに質問をする。 ②問35、35-1では、性別に起因する負担感、生きづらさについて伺う。	修正	それは、どのような場面で最も強く感じていますか。（○は1つまで）	修正	<p>1. 家庭において</p> <p>2. 職場において</p> <p>3. 地域において</p> <p>4. 学校において</p> <p>5. 友人関係において</p> <p>6. 親族関係において</p> <p>7. その他（具体的に ）</p> <p>8. わからない</p>
問35		回答者の性別とのクロス集計結果から、男女における考えや意識の違いを明らかにしていくことを目的とする。	修正	あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。（男性以外の方も、ご自身の性別（性自認を含む）によるもので、お答えください。）（○は1つまで）	修正	<p>1. ある</p> <p>2. ない</p> <p>3. わからない</p>
問35-1			修正	「ある」と答えた方へ、それはいつ頃ですか。（○は1つだけ）	修正	<p>1. 幼少期（小学校入学以前）</p> <p>2. 小学校</p> <p>3. 中学校</p> <p>4. 高校</p> <p>5. 大学、専門学校等</p> <p>6. 就職後</p> <p>7. 結婚後</p> <p>8. その他（具体的に ）</p>

項目12 【性的マイノリティ（性的少数者）】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
(説明)				性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらない人のことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。		
問36				あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。（〇は1つだけ）		1. ある 2. ない
問37				あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（〇は1つだけ）		1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）
問38				性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いのはどれですか。（〇は1つだけ）		1. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである 2. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない 3. その他（ ） 4. わからない
問39	回答肢「4」について、ハード面の整備という問題は「企業」や「公共施設」に限らず、「医療」や「教育」も含むが、いかがか。	記載を変更する。		あなたは、性的マイノリティの方が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか。（〇は1つだけ）	修正	1. 周囲の理解や偏見・差別の解消 2. 教育現場での普及・啓発 3. 社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等） 4. トイレや更衣室等のハード面の整備 5. 専門の相談機関の設置 6. その他（ ） 7. すでに暮らしやすい社会であると思う
問40				世田谷区では、平成27年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。（〇は1つだけ）		1. 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている 2. 「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている 3. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 4. 知らない
問41				あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。（〇は1つだけ）		1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない

NEW! 項目13 【コロナウイルス禍を経た環境変化】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
問42				新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動にどのような変化がありましたか。（〇は3つまで）		1. 仕事量が増えた 2. 仕事量が減った（なくなったを含む） 3. ワークライフバランスが実現できた 4. ワークライフバランスが実現できなくなった 5. 精神的に不安になることが増えた 6. 精神的に安定することが増えた 7. 家族との仲が良くなった 8. 家族との関係が悪化した 9. 食事の支度や掃除等、家事が増えた 10. 食事の支度や掃除等、家事が減った 11. その他（具体的に： ）

NEW! 項目14 【区の政策について】

設問番号	ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
(説明)				区は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の基本的施策において、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を明記し、普及啓発のほかパートナーシップ宣誓制度や行政サービスの適用拡大等に取り組みをまいりました。 〇多様性とは「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ことを指します。		
問43				このことを踏まえ、あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせていると感じていますか。（〇は1つだけ）		1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない
問44	回答肢がここの「知らない」から始まっているのはなぜか。	回答肢の順番を変更する。		あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。（〇は1つだけ）	修正	1. 知っている 2. 聞いたことはあるが、よく知らない 3. 知らない
(説明)				区はジェンダー主流化の視点を取り入れて、あらゆる分野における施策を推進しています。 〇ジェンダー主流化とは政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいて、ジェンダーの視点に立った対応を行うことで、「ジェンダー平等」を達成するための手段のことを言います。 〇ジェンダー平等とはすべての人が性別等に関わりなく、社会において平等な権利を持ち、尊重され、自己決定ができることを言います。		
問45	設問と回答肢に違和感がある。すべて大切であるので、優先度を伺ってはいかがか。	設問を変更する。優先度について伺う。 (他)「人権施策」はすべてに関わる事柄のため、削除。	修正	このことを踏まえ、あなたが考える、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が、最も高い分野は次のうちどれに当てはまりますか。（〇は1つだけ）	修正	1. 子育て 2. 教育 3. 医療 4. 福祉 5. 災害対策 6. 環境 7. 街づくり 8. 産業 9. 文化 10. スポーツ 11. その他（ ）
任意回答				最後に、区の男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見やご要望がありましたら、どんなことでもご自由にご記入ください。		自由記述欄

「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」設問一覧 【比較表】

資料1-2

令和6年6月25日時点（第1回男女共同参画推進部会）

令和6年8月8日時点（第2回男女共同参画推進部会） 事務局 修正（案）

設問について		回答について	
★導入★			
特になし			
項目1 【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】			
設問番号	状況	設問	回答
F1	経年	あなたの性別（性自認）は？	1. 男性 2. 女性 3. その他
F2	経年	あなたのお歳はおいくつですか。	1. 18～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳 4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳 7. 50～54歳 8. 55～59歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳
F3	経年	あなたは結婚していますか。	1. している（事実婚・パートナーを含む） 2. していない（離別・死別など） 3. していない（未婚）
F3で「1」とお答えの方に（「F3-1」）			
F3-1	経年	あなたの世帯は、共働きですか。	1. 共働き 2. 夫だけ働いている 3. 妻だけ働いている 4. パートナーの片方だけ働いている 5. 夫婦・パートナーとも無職
F4	経年	お子さんはいらっしゃいますか。	1. いる 2. いない
F4で「1」とお答えの方に（「F4-1」）			
F4-1	経年	一番下のお子さんは、おいくつですか。	1. 1歳未満 2. 1～2歳 3. 3歳～小学校入学前 4. 小学生 5. 中学生 6. 高校生 7. 短大・各種学校・大学・大学院生 8. 社会人 9. その他（ ）
F5	経年	あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。	1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみ（一世帯家族） 3. 親と子どものみ（二世帯家族） 4. 親と子どもと孫（三世帯家族） 5. その他（ ）
項目2 【家庭生活と家族観について】			
設問番号	状況	設問	回答
問1	経年	あなたは（ア）～（ク）にあがることをどの程度おこなっていますか。（○はそれぞれ1つつ）	1 いつもしている (ア) 食事のしたく (イ) 食料品・日用品の買い物 (ウ) 洗濯 (エ) 風呂やトイレの掃除 (オ) 部屋の掃除 (カ) 庭や玄関回りの掃除 (ク) 町内会や自治会への出席 2 わりとよくやる (ウ) 洗濯 (オ) 風呂やトイレの掃除 (キ) ゴミ出し 3 ときどきする (エ) 部屋の掃除 (カ) 庭や玄関回りの掃除 (ク) 町内会や自治会への出席 4 ほとんどしない (イ) 食料品・日用品の買い物 (ク) 町内会や自治会への出席 5 まったくしない (キ) ゴミ出し
問2は、既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみお答えください。			
問2	経年	あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。	1. ほとんどしない 2. 15分くらい 3. 30分くらい 4. 1時間くらい 5. 2～3時間くらい 6. 4～5時間くらい 7. 6～7時間くらい 8. 8時間以上
問3	経年	最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあがる考えについて、あなたはどのように思いますか。（○はそれぞれ1つつ）	1. そう思う (ア) 結婚する、しなは個人の内自由である (イ) 結婚しても、子どもは持たない、というのひとつの生き方 (ウ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である (オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい (カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい (キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい (ク) 男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい (ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい (コ) 子育てには地域社会の支援も必要である (サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない (セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方 (ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい (タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている (チ) 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する
問4	修正	一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は、1.26人（令和4年厚生労働省人口動態統計）と低水準に留まっています。少子化の原因は何だと思えますか。（○は3つまで）	1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいためから 7. 子育てのための肉体的負担が大きいためから 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的な負担が大きいためから 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから 14. その他（ ） 15. わからない
問5	経年	身近な地域における大人と子どもの交流の機会・場として、どのようなものが望ましいと思えますか。（○は3つまで）	1. 大人と子どもが一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもが一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いやり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽に相談のできる場 9. その他（ ） 10. 特になし 11. わからない

※この左表についての「状況」は、前回調査時からの「経年」や「修正」を表したものである。

設問について		回答について	
★導入★			
ご意見	事務局の対応	状況	説明文（事務局案）
「配偶者とは、事実婚、パートナーを含む」ことをどこかに記載してもよいのでは。	説明文を追加する。パートナーについては、配偶者と併記する。	追加	前提条件としての前書き
		追加	本調査では、「配偶者」の表記については「事実婚」を含みます。
項目1 【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】			
ご意見	事務局の対応	状況	回答
			あなたの性別（性自認）は？
			あなたのお歳はおいくつですか。
			あなたは結婚していますか。
F3で「1」とお答えの方に（「F3-1」）			
			あなたの世帯は、共働きですか。
			お子さんはいらっしゃいますか。
F4で「1」とお答えの方に（「F4-1」）			
			一番下のお子さんは、おいくつですか。
			あなたの世帯は、このように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。
項目2 【家庭生活と家族観について】			
ご意見	事務局の対応	状況	回答
選択肢について、肯定と否定は同数の方が誘導的でなく良い。	選択肢の「2 わりとよくやる」を削除する。		あなたは（ア）～（ク）にあがることをどの程度おこなっていますか。（○はそれぞれ1つつ）
		修正	1 いつもしている (ア) 食事のしたく (イ) 食料品・日用品の買い物 (ウ) 洗濯 (エ) 風呂やトイレの掃除 (オ) 部屋の掃除 (カ) 庭や玄関回りの掃除 (ク) 町内会や自治会への出席 2 ときどきする (エ) 部屋の掃除 (カ) 庭や玄関回りの掃除 (ク) 町内会や自治会への出席 3 ほとんどしない (イ) 食料品・日用品の買い物 (ク) 町内会や自治会への出席 4 まったくしない (キ) ゴミ出し
問2は、既婚（事実婚・パートナーを含む）の方のみお答えください。			
			あなたは、収入の得られる労働や、家庭内における家事・育児・介護などに1日平均どのくらい時間をあてていますか。それぞれについて、平日・休日に分けて該当する時間数の番号を□の中に記入してください。
			1. そう思う (ア) 結婚する、しなは個人の内自由である (イ) 結婚しても、子どもは持たない、というのひとつの生き方 (ウ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である (オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい (カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい (キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい (ク) 男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい (ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい (コ) 子育てには地域社会の支援も必要である (サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない (セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方 (ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい (タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている (チ) 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する
			1. ほとんどしない 2. 15分くらい 3. 30分くらい 4. 1時間くらい 5. 2～3時間くらい 6. 4～5時間くらい 7. 6～7時間くらい 8. 8時間以上
			最近では、家族のあり方が大きく変化しており、結婚や出産、男女の役割などに対する考え方も多様化してきています。次にあがる考えについて、あなたはどのように思いますか。（○はそれぞれ1つつ）
		修正	1. そう思う (ア) 結婚する、しなは個人の内自由である (イ) 結婚しても、子どもは持たない、というのひとつの生き方 (ウ) 話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である (オ) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい (カ) 女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい (キ) 男の子も、家事ができるように育てるのがよい (ク) 男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい (ケ) 父親はもっと子育てに関わる方がよい (コ) 子育てには地域社会の支援も必要である (サ) 子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (シ) 子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない (ス) 家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない (セ) 自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方 (ソ) 家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい (タ) 家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている (チ) 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する
			1. 将来の社会状況を見ると、明るい未来とはいえないから 2. 出産・子育てが女性の自立の障害になっているから 3. 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから 4. 結婚しても子どもは特に持たないという考えの人が増えたから 5. 女性の結婚年齢が高くなったから 6. 経済的負担が大きいためから 7. 子育てのための肉体的負担が大きいためから 8. 子どもをどのように育てるべきかなど、子育てのための精神的な負担が大きいためから 9. 少ない人数で十分に手をかけて育てたいという人が増えたから 10. 子どもを育てるということに魅力を感じていない人が増えたから 11. 住宅事情がよくないから 12. 保育施設、育児休業の制度などが十分整っていないから 13. 育児に対する男性（夫）の理解や協力が足りないから 14. その他（ ） 15. わからない
			1. 大人と子どもが一緒に遊んだり、スポーツをしたりできる機会 2. 大人と子どもが一緒に自主的な活動ができる機会 3. 大人が子どもの宿題をみたり、勉強を教えたりする機会 4. 様々な活動を通じて子どものしつけをしてくれる場 5. 子どもが仕事場を見学したり、模擬体験できる機会 6. 大人と子どもが、日常的に気の向いた時にお互いが立ち寄れる場所 7. 大人と子どもが、思いやり体を動かすことができる場 8. 子どもや親の話し相手になったり、気軽に相談のできる場 9. その他（ ） 10. 特になし 11. わからない

※この右表についての「状況」は、前回の男女共同参画推進部会からの「修正」について表したものである。

項目3 【労働・職場】							
設問番号	状況	設問	状況	回答			
問6	経年	あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業	4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般	7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業	10. 無職 11. 学生
問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）							
問6-1	経年	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)	経年	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため	5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため	9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ ）	
問6-2	経年	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)	経年	1. 資金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正当に評価しない 4. 配置場所が限られている	5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある	9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ ） 11. 特にな	
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。							
問7	経年	あなたは、今までに仕事についてありますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない			
問8	経年	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)	経年	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない	7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから	13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ ） 16. 特に理由はない	
問9	経年	あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いませんか。 (○は1つだけ)	経年	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい	5. 非常勤活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない		
問10	経年	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)	経年	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 6. その他（ ）	4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ		
問11	経年	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由は何だと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)	経年	1. 育児 2. 子どもを預ける場所（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解	8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るといふ考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない		

項目4 【仕事と子育て】

設問番号	状況	設問	状況	回答		
問12	経年	仮に、あなたやあなたの配偶者がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 (○は1つだけ)	経年	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない		
問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12-1」）						
問12-1	経年	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 (○は2つまで)	経年	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配	6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない	
問13	経年	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)	経年	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備	6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ）	11. 特にな 12. わからない
問14	経年	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	経年	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にな 10. わからない		
問15	経年	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	経年	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み	3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設	5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない

項目5 【介護】

設問番号	状況	設問	状況	回答	
問16	経年	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 (○は1つだけ)	修正	1. 配偶者・パートナー 2. 娘	3. 息子 4. 子（女）の配偶者 5. 子（男）の配偶者 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. 友人 9. 公的・民間サービスを利用する 10. その他（ ） 11. わからない
問17	経年	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)		1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない	

※この左表についての「状況」は、前回調査時からの「経年」や「修正」を表したものである。

項目3 【労働・職場】									
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答				
			あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つだけ)		1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業	4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般	7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業	10. 無職 11. 学生	
問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）									
			あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)		1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため	5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため	9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ ）		
			あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 資金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正当に評価しない 4. 配置場所が限られている	5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある	9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ ） 11. 特にな		
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。									
			あなたは、今までに仕事についてありますか。 (○は1つだけ)		1. 仕事についてことがある 2. 仕事についてことはない				
			あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)		1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない	7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから	13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ ） 16. 特に理由はない		
			①「地域活動」を選択肢に入れた方が良い。 ②「その他」の選択肢がないのは理由があるのか。	修正	①「地域活動」について追加する ②「その他」について追加する		あなたは、今後仕事や社会活動をしたいと思いませんか。 (○は1つだけ)	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい	5. 非常勤活動団体（NPO、NGO等）で活動したい 6. 家の仕事（家業）を手伝いたい 7. したいができないと思う 8. 働きたいと思わない 10. その他
			女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)		1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 6. その他（ ）	4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ			
			女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由は何だと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)		1. 育児 2. 子どもを預ける場所（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解	8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るといふ考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない			

項目4 【仕事と子育て】

ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答		
		修正	仮に、あなたやあなたの配偶者・パートナーがこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 (○は1つだけ)		1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない		
問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12-1」）							
			育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 (○は2つまで)		1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配	6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない	
			育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)		1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備	6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ）	11. 特にな 12. わからない
			子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にな 10. わからない		
			子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 (○は3つまで)		1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み	3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設	5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない

項目5 【介護】

ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答				
			①「子（女）」、「子（男）」と「娘」「息子」の表記は統一すべきでないか。 ②「隣人」を別出しで残すことで、回答率の低さを浮き彫りにできる。その上で削除の方がよいのでは。	修正	①「娘」「息子」に表記を統一する。 ②「隣人」は別出しで残す。	あなたはご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 (○は1つだけ)	1. 配偶者・パートナー 2. 娘 3. 息子	4. 娘の配偶者・パートナー 5. 息子の配偶者・パートナー 6. 兄弟姉妹	7. 孫 8. 友人 9. 隣人 10. 公的・民間サービスを利用する 11. その他（ ） 12. わからない
			これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)		1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない				

※この右表についての「状況」は、前回の男女共同参画推進部会からの「修正」について表したものである。

項目6 【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力】					
設問番号	状況	設問	状況	回答	
問18	経年	あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない	
問19	経年	あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。 （○は1つだけ）	経年	1. 100%加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない	
問20	経年	あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。 （○はあてはまるものすべて）	修正	1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でとなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先を制限する、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない	
問21	経年	「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 家庭内で暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっせん、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない	
問22	経年	あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。 （○はそれぞれ1つずつ）	経年	1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別の禁止や防止策	

項目7 【社会参加・「男女共同参画センター“らぶらす”」について】

設問番号	状況	設問	状況	回答	
問23	経年	あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。 （○は1つだけ）	経年	1. 参加している 2. 参加していない	
問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23-1」）					
問23-1	経年	参加されているのは、どのような活動内容ですか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. スポーツ活動 3. 学習活動 5. 自治会・町内会活動 7. 消費者活動 2. 趣味的活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 6. PTA・子ども会活動 8. その他（ ）	
問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23-2」）					
問23-2	経年	参加されていないのは、どのような理由からですか。 （○は3つまで）	経年	1. 時間に余裕がないから 5. 仲間がないから 9. 家族が反対するから 2. 情報がなから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから 3. 子どもが小さいから 7. 経済的に余裕がないから 11. 関心がないから 4. 個人で活動する方が好きだから 8. 近くに活動する場所がないから 12. その他（ ）	
(説明)	経年	§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター“らぶらす”」という施設が、三軒茶屋にあります。§	経年		
問24	経年	あなたは、「男女共同参画センター“らぶらす”」をご存知ですか。 （○は1つだけ）	修正	1. 知っていて、利用したこともある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない	
問25	経年	区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター“らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきと思われる事業はどれでしょうか。 （○は3つまで）	修正	1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌“らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）	

項目8 【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

設問番号	状況	設問	状況	回答	
問26	経年	あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 (ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。 （○はそれぞれ1つずつ）	経年	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. 平等になっていない 4. わからない (ア) 家庭生活では (イ) 職場では (ウ) 教育の場では (エ) 社会参加の場では (オ) 全体として、現在の日本では	
問27	経年	あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。 （○は1つだけ）	経年	1. 十分反映されている 3. あまり反映されていない 5. わからない 2. ある程度反映されている 4. ほとんど反映されていない	
問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27-1」）					
問27-1	経年	反映されていない理由は何だと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 女性議員が少ない 4. 女性自身が消極的 7. 女性の能力に対する偏見がある 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 5. 男性の意識、理解が足りない 8. その他（ ） 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 6. 社会のしくみが女性に不利	
問28	経年	今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	経年	1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 10. 男らしさや女らしさが否定される 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 12. 女性の負担が増える 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 13. その他（ ） 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 14. わからない	
問29	経年	女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。 （○は3つまで）	経年	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 13. その他（ ） 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 14. 特にない	

※この左表についての「状況」は、前回調査時からの「経年」や「修正」を表したものである。

項目6 【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。 （○は1つだけ）		1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない
			あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。 （○は1つだけ）		1. 100%加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない
			あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。 （○はあてはまるものすべて）		1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でとなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先を制限する、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない
			「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。 （○は3つまで）		1. 家庭内で暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっせん、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない
			あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。 （○はそれぞれ1つずつ）		1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別の禁止や防止策

項目7 【社会参加・「男女共同参画センター“らぶらす”」について】

ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。 （○は1つだけ）		1. 参加している 2. 参加していない
問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23-1」）					
			参加されているのは、どのような活動内容ですか。 （○はあてはまるものすべて）		1. スポーツ活動 3. 学習活動 5. 自治会・町内会活動 7. 消費者活動 2. 趣味的活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 6. PTA・子ども会活動 8. その他（ ）
問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23-2」）					
			参加されていないのは、どのような理由からですか。 （○は3つまで）		1. 時間に余裕がないから 5. 仲間がないから 9. 家族が反対するから 2. 情報がなから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから 3. 子どもが小さいから 7. 経済的に余裕がないから 11. 関心がないから 4. 個人で活動する方が好きだから 8. 近くに活動する場所がないから 12. その他（ ）
			§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている「男女共同参画センター“らぶらす”」という施設が、三軒茶屋にあります。§		
			あなたは、「男女共同参画センター“らぶらす”」をご存知ですか。 （○は1つだけ）		1. 知っていて、利用したこともある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない
			区では男女共同参画を推進するために、「男女共同参画センター“らぶらす”」などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきと思われる事業はどれでしょうか。 （○は3つまで）		1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌“らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）

項目8 【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】

ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
選択肢について、肯定と否定は同数の方が誘導的でなく良い。	「3. あまり平等になっていない」を追加する。		あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 (ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。 （○はそれぞれ1つずつ）	修正	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. あまり平等になっていない 4. 平等になっていない 5. わからない (ア) 家庭生活では (イ) 職場では (ウ) 教育の場では (エ) 社会参加の場では (オ) 全体として、現在の日本では
			あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。 （○は1つだけ）		1. 十分反映されている 3. あまり反映されていない 5. わからない 2. ある程度反映されている 4. ほとんど反映されていない
問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27-1」）					
			反映されていない理由は何だと思いますか。 （○は3つまで）		1. 女性議員が少ない 4. 女性自身が消極的 7. 女性の能力に対する偏見がある 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 5. 男性の意識、理解が足りない 8. その他（ ） 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 6. 社会のしくみが女性に不利
			今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされると思いますか。 （○はあてはまるものすべて）		1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 10. 男らしさや女らしさが否定される 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 12. 女性の負担が増える 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 13. その他（ ） 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 14. わからない
			女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。 （○は3つまで）		1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 13. その他（ ） 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 14. 特にない

※この右表についての「状況」は、前回の男女共同参画推進部会からの「修正」について表したものである。

項目9 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】					
設問番号	状況	設問	状況	回答	
(説明)	経年	【資料】※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど	経年		
問30	経年	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）	経年	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない
問31	経年	問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）	経年	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない
問32	経年	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。（○は3つまで）	修正	1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解促進 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. 在宅勤務等の多様な働き方の推進 11. その他（具体的に：）	

項目10 【防災】					
設問番号	状況	設問	状況	回答	
問33	修正	近年、頻発化する震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）	経年	1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を導入する 5. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性が十分配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する	6. 避難所設備に女性の意見を反映させる 7. 備蓄品に女性の視点を活かす 8. その他（ ） 9. わからない

NEW！ 項目11 【男性特有の生きづらさについて】					
設問番号	状況	設問	状況	回答	
説明	追加	内閣府の女性版骨太の方針2023では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。			
F1で「1」と答えた方に					
問34	追加	初めて生きづらさを感じた時期はいつ頃ですか。（○は1つだけ）	追加	1. 幼少期（小学校入学以前） 2. 小学校 3. 中学校	4. 高校 5. 大学、専門学校等 6. 就職後 7. 結婚後 8. その他（具体的に） 9. 特に感じたことはない
問34-1	追加	その生きづらさの理由はどれに最も近いですか。（○は3つまで）	追加	1. 朝音をきけない 2. 力仕事や危険な仕事を任せられる 3. リーダーシップを求められる	4. 家族を養う経済力を求められる 5. 家事・介護・育児等より仕事を優先される 6. その他（具体的に） 7. 特に感じたことはない
F1で「2」「3」と答えた方に					
問34-2	追加	一般的に、どのような場面で男性は生きづらさを感じるとお考えですか。（○は3つまで）	追加	1. 家庭 2. 職場 3. 地域	4. 学校 5. 友人関係 6. 親子関係 7. その他（具体的に） 8. わからない

項目12 【性的マイノリティ（性的少数者）】					
設問番号	状況	設問	状況	回答	
(説明)	経年	性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらないことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。			
問35	経年	あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。	経年	1. ある 2. ない	
問36	経年	あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（○は1つだけ）	経年	1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）	
問37	経年	性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いものはどれですか。（○は1つだけ）	経年	1. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである 2. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない	3. その他（ ） 4. わからない
問38	修正	あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が重要だと思いますか。（○は1つだけ）	修正	1. 周囲の理解や偏見・差別の解消 2. 教育現場での普及・啓発 3. 社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等） 4. 企業や公共施設でのハード面（トイレや更衣室等）の整備	5. 専門の相談機会の設置 6. その他（ ） 7. すでに暮らしやすい社会であると思う
問39	修正	世田谷区では、平成27年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。（○は1つだけ）	修正	1. 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている 2. 「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている 3. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 4. 知らない	
問40	経年	あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。（○は1つだけ）	経年	1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない	

項目9 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			【資料】※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど		
			あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は1つだけ）		1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
			問30の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は1つだけ）		1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
			今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。（○は3つまで）		1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解促進 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 10. 在宅勤務等の多様な働き方の推進 11. その他（具体的に：）

項目10 【防災】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
①性的マイノリティの観点で回答をくれた方がよい。 ②設問が誰を主体に聞いているのかわかりづらい。	①回答数を追加する。 ②設問を修正する。「区に求めること」の前提をクリアにする。また、回答数「5. 消防職員、消防団員～」を削除する。	修正	近年、頻発化する震災を経て、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。中でも、避難所の運営等、様々な意思決定過程への女性の参画が不十分であることが指摘されています。防災分野で男女共同参画の視点を活かすために、区に求めることは何ですか。（○はあてはまるものすべて）	修正	1. 災害や防災に関する知識の習得を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を導入する 5. 避難所設備に女性の意見を反映させる 6. 備蓄品に女性の視点を活かす 7. 性的マイノリティの視点を取り入れる 8. その他（ ） 9. わからない

NEW！ 項目11 【男性特有の生きづらさについて】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			内閣府の女性版骨太の方針2023では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。		
		修正	日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが最も強く存在すると思いますか。（男性以外の方もお答えください。）（○は1つまで）	修正	1. 朝音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え 2. 力仕事や危険な仕事を任せられる 3. リーダーシップを求められる 4. 家族を養う経済力を求められる 5. 家事・介護・育児等より仕事を優先される 6. 「家」を背負っていかねばならない責任感 7. 男性がゆえにからかわれる趣味がある 8. その他（具体的に） 9. わからない
この設問全体が何を分析したいのか不明瞭である。	①問34、34-1は、一般論としての「男性であること」の負担感や生きづらさのうち、性別を限定せずに質問をする。 ②問35、35-1では、性別に起因する負担感、生きづらさについて伺う。 回答者の性別とのクロス集計結果から、男女における考えや意識の違いを明らかにしていくことを目的とする。	修正	それは、どのような場面でも強く感じていますか。（○は1つまで）	修正	1. 家庭において 2. 職場において 3. 地域において 4. 学校において 5. 友人関係において 6. 親族関係において 7. その他（具体的に） 8. わからない
		修正	あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。（男性以外の方も、ご自身の性別（性自認を含む）によるもので、お答えください。）（○は1つまで）	修正	1. ある 2. ない 3. わからない
		修正	「ある」と答えた方へ、それはいつ頃ですか。（○は1つだけ）	修正	1. 幼少期（小学校入学以前） 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 大学、専門学校等 6. 就職後 7. 結婚後 8. その他（具体的に） 9. 特に感じたことはない

項目12 【性的マイノリティ（性的少数者）】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			性的マイノリティとは、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現に当てはまらないことをいいます。例えば、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害・性別違和など）が当てはまります。		
			あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。		1. ある 2. ない
			あなたは、性的マイノリティという言葉をご存知ですか。（○は1つだけ）		1. 知っている 2. 初めて知った 3. その他（ ）
			性のあり方に関する次の意見のうち、あなたの意見に近いものはどれですか。（○は1つだけ）		1. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである 2. 性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない
	記載を変更する。		あなたは、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が重要だと思いますか。（○は1つだけ）	修正	1. 周囲の理解や偏見・差別の解消 2. 教育現場での普及・啓発 3. 社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等） 4. トイレや更衣室等のハード面の整備 5. 専門の相談機会の設置 6. その他（ ） 7. すでに暮らしやすい社会であると思う
			世田谷区では、平成27年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へ制度を新たにしています。この取組みをご存知ですか。（○は1つだけ）		1. 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている 2. 「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている 3. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 4. 知らない
			あなたは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存知ですか。（○は1つだけ）		1. 条例も大まかな内容も知っている 2. 聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない

※この左表についての「状況」は、前回調査時からの「経年」や「修正」を表したものである。

※この右表についての「状況」は、前回の男女共同参画推進部会からの「修正」について表したものである。

NEW! 項目13 【コロナウイルス禍を経た環境変化】				
設問番号	状況	設問	状況	回答
問41	追加	新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動にどのような変化がありましたか。 (〇は3つまで)	追加	1. 仕事量が増えた 2. 仕事量が減った(なくなったを含む) 3. ワークライフバランスが実現できた 4. ワークライフバランスが実現できなくなった 5. 精神的に不安になることが増えた 6. 精神的に安定することが増えた 7. 家族との仲が良くなった 8. 家族との関係が悪化した 9. 食事の支度や掃除等、家事が増えた 10. 食事の支度や掃除等、家事が減った 11. その他(具体的に:)
NEW! 項目14 【区の政策について】				
設問番号	状況	設問	状況	回答
(説明)	追加	区は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の基本的施策において、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を明記し、普及啓発のほかパートナーシップ宣誓制度や行政サービスの適用拡大等に取り組んでまいりました。 ○多様性とは「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ことを指します。		
問42	追加	このことを踏まえ、あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせていると感じますか。 (〇は1つだけ)	追加	1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない
問43	追加	あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。 (〇は1つだけ)	追加	1. 知らない 2. 聞いたことがあるがよく知らない 3. 知っている
(説明)	追加	区はジェンダー主流化の視点を取り入れて、あらゆる分野における施策を推進しています。 ○ジェンダー主流化とは政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいて、ジェンダーの視点に立った対応を行うことで、「ジェンダー平等」を達成するための手段のことを言います。 ○ジェンダー平等とはすべての人が性別等に関わりなく、社会において平等な権利を持ち、尊重され、自己決定ができることを言います。		
問44	追加	このことを踏まえ、あなたは、次のどの取組みにおいて、最もジェンダー主流化の視点が大切だと考えますか。 (〇は1つだけ)	追加	1. 人権施策 2. 子育て 3. 教育 4. 医療 5. 福祉 6. 災害対策 7. 環境 8. まちづくり 9. 産業 10. 文化 11. スポーツ 12. その他()
任意回答	経年	最後に、区の男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見やご要望がありましたら、どんなことでもご自由にご記入ください。	経年	自由記述欄
※この左表についての「状況」は、 <u>前回調査時</u> からの「経年」や「修正」を表したものである。				

NEW! 項目13 【コロナウイルス禍を経た環境変化】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や行動にどのような変化がありましたか。 (〇は3つまで)		1. 仕事量が増えた 2. 仕事量が減った(なくなったを含む) 3. ワークライフバランスが実現できた 4. ワークライフバランスが実現できなくなった 5. 精神的に不安になることが増えた 6. 精神的に安定することが増えた 7. 家族との仲が良くなった 8. 家族との関係が悪化した 9. 食事の支度や掃除等、家事が増えた 10. 食事の支度や掃除等、家事が減った 11. その他(具体的に:)
NEW! 項目14 【区の政策について】					
ご意見	事務局の対応	状況	設問	状況	回答
			区は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の基本的施策において、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を明記し、普及啓発のほかパートナーシップ宣誓制度や行政サービスの適用拡大等に取り組んでまいりました。 ○多様性とは「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ことを指します。		
			このことを踏まえ、あなたは、個人の尊厳が尊重され、多様性を認められながら、自分らしく安心して暮らせていると感じますか。 (〇は1つだけ)		1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない
回答肢がこだけ「知らない」から始まっているのはなぜか。	回答肢の順番を変更する。		あなたは、ジェンダー主流化についてご存知ですか。 (〇は1つだけ)	修正	1. 知っている 2. 聞いたことはあるが、よく知らない 3. 知らない
			区はジェンダー主流化の視点を取り入れて、あらゆる分野における施策を推進しています。 ○ジェンダー主流化とは政策・事業・組織運営のすべてのプロセスにおいて、ジェンダーの視点に立った対応を行うことで、「ジェンダー平等」を達成するための手段のことを言います。 ○ジェンダー平等とはすべての人が性別等に関わりなく、社会において平等な権利を持ち、尊重され、自己決定ができることを言います。		
設問と回答肢に違和感がある。すべて大切であるので、優先度を伺ってはいかがか。	設問を変更する。優先度について伺う。 (他) 「人権施策」はすべてに関わる事柄のため、削除。	修正	このことを踏まえ、あなたが考える、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が、最も高い分野は次のうちどれに当てはまりますか。 (〇は1つだけ)	修正	1. 子育て 2. 教育 3. 医療 4. 福祉 5. 災害対策 6. 環境 7. 街づくり 8. 産業 9. 文化 10. スポーツ 11. その他()
			最後に、区の男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見やご要望がありましたら、どんなことでもご自由にご記入ください。		自由記述欄
※この右表についての「状況」は、 <u>前回の男女共同参画推進部会</u> からの「修正」について表したものである。					

令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画

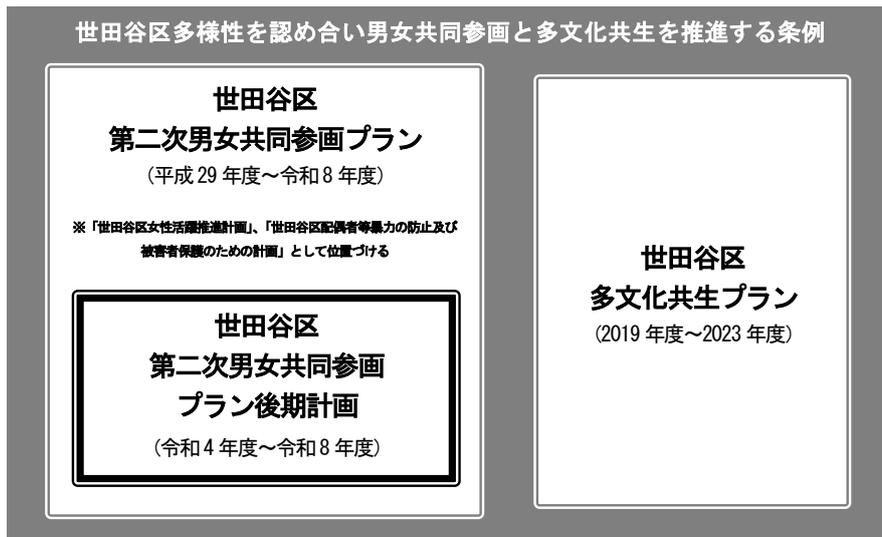
取組み状況報告書（概要版）

資料2-1

1 「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成29年3月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成29年度～令和8年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



2 プランの体系

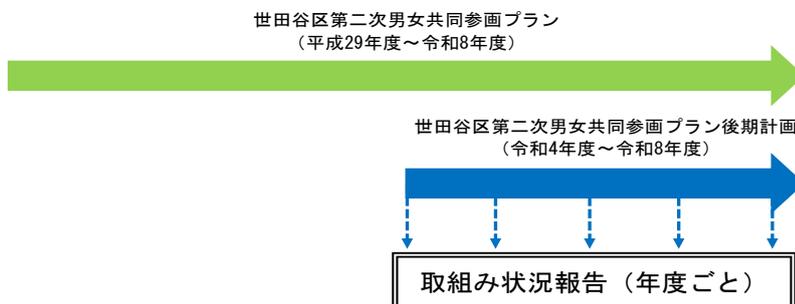
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は本編の「計画の体系」（p.3～4）をご覧ください。

3 プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	40%以上
2	庁内の管理監督的立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和5年度 4月1日現在 38.8% (管理職:19.6%)	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	令和5年度 85.4%	85%
副次的な数値目標					
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和5年度 7月13日現在 98件	令和6年度 7月10日現在 105件	150件

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、6事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社PRに繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことができた。今後はらぶらすの講座等も活用し、より区内事業者に働きかけを行っていく。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう新たに作成した女性の就労支援リーフレットについて、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、(公財)世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、研究の報告書が取り纏められた。この報告書を活用し、その課題や有効な施策等を基にらぶらすでの若年女性を対象にしたグループ相談会等実施していく。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	20%
副次的な数値目標					
B	両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数・参加率	平成28年度 平日 796人 (26.3%) 休日 1,470人 (49.8%)	令和4年度 平日 497人 (46.5%) 休日 1,227人 (50.0%)	令和5年度 平日 393人 (47.9%) 休日 1,340人 (49.0%)	平日 1,070人 (45.0%) 休日 2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に 取り組んでいる」と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者がPRコーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るといった状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和5年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、らぶらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校:6校 高等学校:4校	令和4年度 中学校:2校 高等学校:0校	令和5年度 中学校:4校 高等学校:2校	中学校:10校 高等学校:10校
副次的な数値目標					
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数:1回 参加人数:51人	令和4年度 実施回数:1回 参加人数:32人	令和5年度 実施回数:1回 参加人数:51人	実施回数:2回 参加人数:80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和4年度 子宮がん 31.4% 乳がん 26.6%	(暫定値) 令和5年度 子宮がん 28.8% 乳がん 25.5%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和4年度 6回	令和5年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	令和5年度 87.6%	90%以上
副次的な数値目標					
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民:30.4% 令和2年度 企業:26.5%	令和5年度 区民:12.0%	区民:45.0% 企業:40.0%
G	性的マイノリティへの人権施策等が必要 だと考えている人の割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に関して、専門部会での検討を重ね、パンフレットを作成し、中高生向けと保護者向けのオンライン講演会および中学校教員(生活指導主任)向け研修を実施した結果、参加者から好評を博した。今後は、区立中学校の中学2、3年生を対象に、産婦人科医・助産師による出張講座の実施も予定している。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの普及・啓発を進めていく。引き続き、庁内横断的に所管課と連携し、LGBT理解推進法の趣旨に沿った、区として取り組むべき内容の整理、また、運用方法についても検討する。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

- 運営協議会やアドバイザー委員会の活用、加えて、活用施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。また、引き続き、研修室の利用促進のための周知を積極的に行うなど、様々な切り口から利用率の向上を図っていく。
- 区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会、アドバイザー委員会の実施により、継続的に区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。
- 継続して、事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。加えて、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。
- らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティや年間レポートを作成するのみならず、各種の会議体に積極的に参加するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

- 人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を定期的に発行し、情報発信を行った。また、職員セルフチェックを実施し、認識を確認するとともに、関係所管と連携してワークショップを開催した。継続的な実施に加えて、新たな手法等を検討しながら意識啓発を図る。
- 令和6年4月現在では38.9%（部長級13.3%、課長級24.2%、係長級41.8%）となっている。

方策3 推進体制の整備・強化

- 審議会や部会から得られた意見に基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。事業実施状況を適宜フィードバックすることで、効果的かつ向上的な推進を図る。
- 苦情処理委員会について、丁寧な対応を心がけるとともに、より分かりやすく、利用しやすい制度となるよう、あらたな周知方法や名称の変更、手続の簡略化等について、引き続き検討していく。
- 次期、第三次プランの策定に向け、区民意識・実態調査や区内企業向けの調査を予定しているが、調査実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、社会情勢の要請に応える内容を検討していく。そのために、引き続き、関係所管や「らぶらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見（6月25日開催）

- ・固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。
- ・多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要ではないか。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしていくべきだ。
- ・防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な

- 配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。
- ・コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力をして環境を整備していくことが必要である。
 - ・子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。
 - ・スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。
 - ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。
 - ・令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

令和 5 年度
世田谷区第二次男女共同参画プラン
後期計画 取組み状況報告書



令和 6 年 8 月
世田谷区

目次

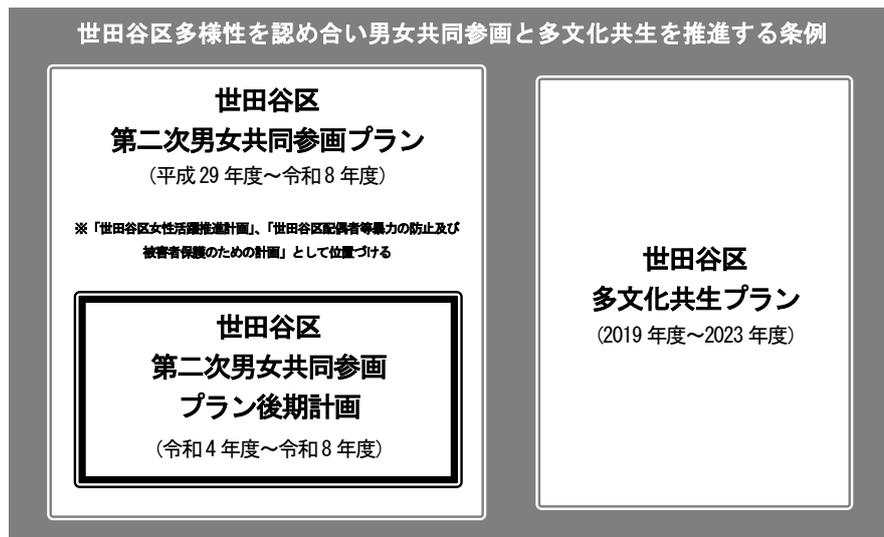
本書について	1
計画の体系	3
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	5
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	7
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	10
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	13
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

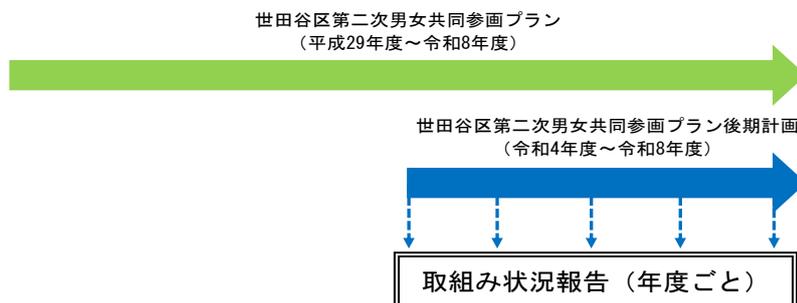
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 3～4) をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和5年度の取組み内容と評価を掲載しています。
なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和5年度に実施した取組み内容を掲載しています。

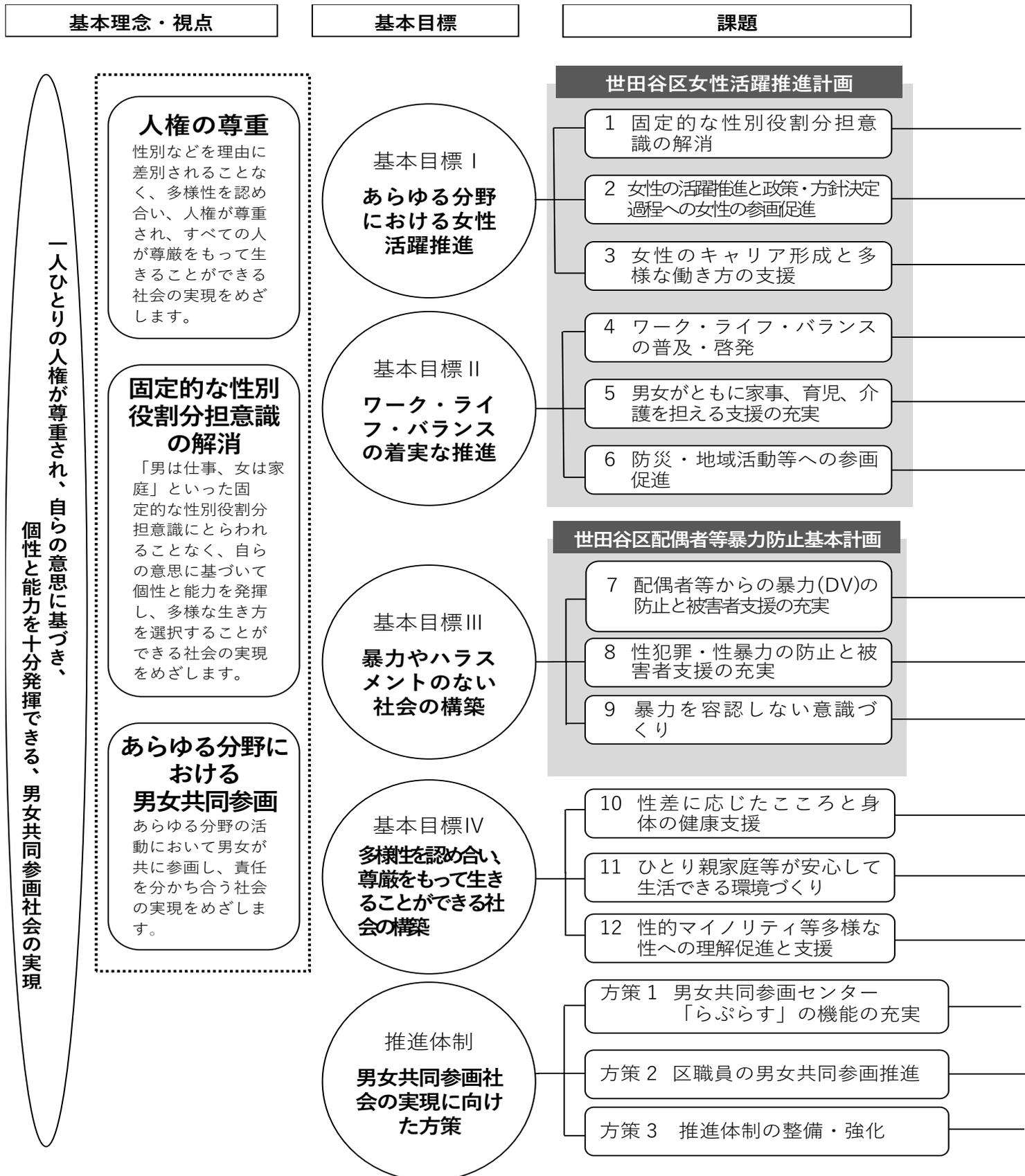
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和5年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和4年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の 占める割合	平成28年度 30.9%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	40%以上
2	庁内の管理監督の立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和5年度 4月1日現在 38.8% (管理職:19.6%)	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担 意識の解消が必要だと 考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	令和5年度 85.4%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

【副次的な目標数値】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく 「一般事業主行動計画」 を策定・公表している 区内事業所数	—	令和5年度 7月13日現在 98件	令和6年度 7月10日現在 105件	150件

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.1% (令和5年9月1日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 30.3% (令和5年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和5年4月1日現在) *2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満
8	14	7	26	5	0	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 15.0% (令和5年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 15.5% (令和5年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 19.6% (令和5年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和5年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
2	0	9	12	24	10	3	2

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和5年9月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和6年1月)

【数値目標に対する評価と課題】

1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 3.6 ポイント上昇、前年度比では 0.7 ポイント減少した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の最終目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 4 年度 6 件から 4 件に減少した。

2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.7 ポイント、前年度比 0.2 ポイント上昇した。

⇒令和 6 年 4 月に、特定事業主行動計画における計画目標として、世田谷区役所における女性管理監督職割合を 40%以上とする現在の目標値に加え、新たに管理職に占める女性職員の割合を 30%以上とする目標値を追加する改定を行った。区職員全体における女性の割合は 52.8%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。

3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比 12.1 ポイント、前年度比 0.1 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、前回調査比 7 件上昇した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要がある。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3, 5）

男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った他、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供・収集、講座、相談などの様々な事業の中に、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

先進事業者表彰を通じての普及啓発

仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を実施し、6 事業者を表彰した。表彰事業者の好事例を掲載したパンフレットを作成し、広く公共施設等に配布・配架した。受賞事業者からは、表彰を通じて会社の評判の向上や会社 PR につながったとの声をいただくと同時に、区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発も図った。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24, 25, 28, 30, 31）

ライフステージに応じた女性の就労支援等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援について 50 代以降の女性、子育てを機に離職した女性を対象とした講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。連続講座として実施することで、受講の効果を高めることができ、講座終了後には個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなった。

【実施内容の評価と今後の取り組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、6 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことができた。今後はらぶらすの講座等も活用し、より区内事業者に働きかけを行っていく。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう新たに作成した女性の就労支援リーフレットについて、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、（公財）世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、研究の報告書が取り纏められた。この報告書を活用し、その課題や有効な施策等を基にらぶらすでの若年女性を対象にしたグループ相談会等実施していく。

【参考：令和 4 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。これまで慣行してきた男性モデルの働き方ではなく、仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていくとよい。

（令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ふれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率*1	平成28年度 平日796人 (26.3%) 休日1,470人 (49.8%)	令和4年度 平日497人 (46.5%) 休日1,227人 (50.0%)	令和5年度 平日393人 (47.9%) 休日1,340人 (49.0%)	平日1,070人 (45.0%) 休日2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み込んでいる」 と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

*1 令和5年度より「両親学級」と「ふれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施。

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 7.2% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 13.3% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和5年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	1	9	10	3	0	0
市町村	7	3	3	5	4	10	7
合計	7	4	12	15	7	10	7

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和5年度)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では3.2ポイント、前回調査比2.9ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに関する意識は着実に上昇しており、今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比10.6ポイント上昇、前年度比 4.6ポイント上昇した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

B 両親学級・ふれパママ講座における男性の参加人数は、前年度から平日は減少したが、休日は増加しており、合計数として増加した。参加率は、令和8年度目標を達成した。

⇒参加率は、数値目標を達成したものの、少子化の影響等により、参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

なお、令和5年度より「両親学級」と「ふれパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施している。

C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に組み込んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（事業No. 42, 43, 44, 47）

イベントにおける呼び掛け、セミナー等を通じた周知・啓発

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。世田谷区産業振興公社で実施している企業経営者や関心のある方向けに労務セミナーでは、大幅に実施回数を増やすとともに、法案の改正等、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込み好評を博した。また新たに、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（事業No. 49, 94, 95, 96, 97, 98）

多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長保育や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの充実が図られ、これらの取組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できる両親学級、料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題6 防災・地域活動等への参画促進（事業No. 99, 100, 101, 113, 104）

防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点

らぶらすの講座において、女性の視点で考える防災講座「防災・減災活動や避難所運営におけるアサーティブ・コミュニケーション」を実施した。講座期間中には、防災パネルの展示、講座当日に災害時用トイレの展示を行い、来館者へも啓発することができた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・ 広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るといった状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・ 事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・ らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和5年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・ 防災・災害分野においては、らぶらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

【参考：令和4年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標】4におけるポジティブ・アクションの認知度が、直近の実績で40%代と令和8年度目標と比較し、半分程度のパーセンテージとなっているが、基本目標Ⅰの【副次的な数値目標】Aに定める「一般事業主行動計画」に位置付けられる取組みがポジティブ・アクションとなっていくと考えられるため、「一般事業主行動計画」と一体的に周知・啓発を行っていく必要がある。

(令和5年6月30日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和4年度 中学校：2校 高等学校：0校	令和5年度 中学校：4校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和4年度 実施回数：1回 参加人数：32人	令和5年度 実施回数：1回 参加人数：51人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.3%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比4.8ポイント低下したが、前年度比2.4ポイント上昇した。

⇒改正DV防止法(令和6年4月1日施行)の施行に伴い、社会的関心が高まるこの機会に、改正DV防止法やDV自体についての理解促進に努める必要がある。効果的な啓発の内容や手法等を検討する。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.9ポイント、前年度比0.5ポイント上昇した。

⇒暴力は理由のいかんに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和4年度が全体で2校だったのに対し、令和5年度は6校に増加した。

⇒らぶらすによる学校出前講座では多様なテーマで講座を実施しているが、いずれのテーマにおいても積極的にデートDVに関する情報発信を行い、理解促進に努めた。また、区内中学校2年生全員へデートDV防止リーフレットを配布した。

D DV防止研修の参加者数は、令和4年度が32名だったのに対し、令和5年度は51名となった。

⇒令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ位置付けられ、従前の規模により研修を実施することができた。今後は、より深い内容やテーマを設定し、研修の実施回数を増やすなど、検討を進めていく。

E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和2年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、過去3年間に勤務先で一度以上パワーハラスメントを経験した者の割合が31.4%だったのに対し、その後の行動として、「何もなかった」の割合が最も高く、勤務先の対応としても「特に何もなかった」割合が47.1%となった。今後はより一層、企業へ周知・啓発を強化するとともに、被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 125, 126, 130, 131, 132, 135, 136, 137, 138, 140, 141, 143, 150, 159)

DV支援対象者の状況に応じた支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能における、各総合支所子ども家庭支援課を主体として支援対象者の保護及び自立や生活再建に向けた支援を行いつつ、子育て支援、健康相談や公営住宅・民間賃貸住宅にかかる情報提供等、複数の課が連携しながら支援を行った。また、11月に「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、庁内外に広く周知・啓発を図った。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 160, 161)

犯罪被害者等相談窓口における支援

犯罪被害者等支援相談窓口では、犯罪被害にあわれた方の相談対応を行った。また、さらなる犯罪被害者等支援の質や継続性を確保するため、学識経験者や関係機関による検討委員会を3回(11、12、2月)開催し、条例制定など犯罪被害者支援について検討した。

課題9 暴力を容認しない意識づくり (事業 No. 165, 167)

教育委員会と連携した意識啓発

デートDV防止啓発物を区内中学校2年生に配布するとともに、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、全ての教職員研修において、わいせつ行為やセクハラ・パワハラ、体罰の禁止に主眼を置いたミニ研修会を実施するとともに、特に今年度は、区立小中学校の校長会、副校長会において管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。引き続き、啓発物を配布するとともに、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

【参考：令和4年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・性被害に関しては、“被害者にならないため”ではなく、“被害者にも加害者にもならないため”の周知・啓発が必要である。
- ・刑法性犯罪規定の改正に伴い、同意のない性行為を広く性犯罪と定義されたが、このことを広く周知・啓発する必要がある。また、年代に応じた性教育の過程においても「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。
- ・ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。こうした人がハラスメントのある環境下でどのように行動したらいいか、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。

(令和5年6月30日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和4年度 子宮がん 31.4% 乳がん 26.6%	(暫定値) 令和5年度 子宮がん 28.8% 乳がん 25.5%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和4年度 6回	令和5年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	令和5年度 87.6%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民：30.4% 令和2年度 企業：26.5%	令和5年度 区民：12.0%	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

出典 F 前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)、区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	25.3%	23.5%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和4年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、プラン策定時実績を上回っている。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少、前年度と同数であった。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。

12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比17.6ポイント、前年度比7.6ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発の効果により、認知度が上昇したと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

F パートナーシップ宣誓の認知度は、令和元年度比18.4ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。9年が経過し、改めて制度に関する周知を行っていく必要がある。なお、区におけるパートナーシップ宣誓者は年間19組(制度開始からの累計238組)であった。また、令和4年11月に導入したファミリーシップ宣誓者は年間3組であった。

G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比10.3ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比5ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題10 性差に応じたところと身体への健康支援 (事業 No. 171, 199)

年代に応じた性教育の取組みと性差に応じた健康支援

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に向けた専門部会を4回開催した。その中で中学生向けパンフレットを作成するとともに、中高生及びその保護者を対象としたにオンライン講演会や教員(生活指導主任)向けの研修を実施した。また、らぶらすでは、女性がんの経験のある方のための「からだとココロのケア講座」を実施し、からだとココロをケアする方法をそれぞれの専門家から学び、同じ経験を持つ仲間と出会い語り合うことで、参加者をエンパワーメントすることができた。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業 No. 211, 212, 217, 219)

貸付事業、助成事業の実績増加

母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象にする給付金の利用実績等は令和4年度に比べて増加し、また、ひとり親家庭等のホームヘルパー訪問事業においても、延利用時間数、利用実世帯数等、いずれも増加した。

課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業 No. 232, 233)

多様な性への複合的な理解促進と支援

LGBT理解増進法の施行により、社会的に多様性に対する理解や気運が高まる中で、制度の広報や周知を行うことができた。また、教育や保健福祉、青少年育成など様々な分野より、多様な性への理解促進を目的とした講座や研修依頼が増加し、人権・男女共同参画課及びらぶらすでその対応を行った。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に関して、専門部会での検討を重ね、パンフレットを作成し、中高生向けと保護者向けのオンライン講演会および中学校教員(生活指導主任)向け研修を実施した結果、参加者から好評を博した。今後は、区立中学校の中学2、3年生を対象に、産婦人科医・助産師による出張講座の実施も予定している。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの普及・啓発を進めていく。引き続き、庁内横断的に所管課と連携し、LGBT理解増進法の趣旨に沿った、区として取り組むべき内容の整理、また、運用方法についても検討する。

【参考：令和4年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【副次的な数値目標】の数値が低かったことについて、十分に分析し、対応を検討すること。
- ・自分や異性の性について理解するためには、自分だけでなく、異性の身体についても知ることが大切である。発達段階に応じた性教育を継続的に実施していただきたい。
- ・「LGBT理解増進法」施行後も「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に則り、施策を検討していただきたい。しかしながら、実態にそぐわない情報も飛び交うことが予想されるため、区民だけでなく、まずは区職員が正しい知識を習得し、理解促進に努めることが必要である。
- ・区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々が差別されることなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所がサービスを提供する場合においても差別することがないように、働きかけていただきたい。
- ・事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。
- ・就労に関し、安心して相談できるよう、就労相談支援機関と連携していけるとよい。

(令和5年6月30日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和5年度の取組みと評価】

○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

施設内の印象を明るくし、気軽に利用できる雰囲気を作り出すため、3階自由利用スペースのレイアウト変更について検討し、まずは一人用スペースを設置した。その後、机・椅子の入れ替えや情報スペースの集約等も行った。引き続き、運営協議会や施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。研修室を、中高生等を対象に自習室開放を行った結果、若年層世代の来館が増加し、より多くの方にらぶらすを活用していただくことができた。

○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会での多方面との繋がりにより、区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。

○地域ネットワークの構築

出前講座、出張図書館、イベント出展、関連団体への事業広報、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチによる全区展開を積極的に行った。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

○広報・普及啓発

区やらぶらすの広報媒体を活用し、周知・啓発を行った。また、まちづくりセンター連絡協議会、民生委員・児童委員協議会や小・中学校の校長会等の会議体に出席し、情報提供を行った。引き続き、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティ等作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和5年度の取組みと評価】

○庁内における情報発信等（事業No.1014）

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。また、関係所管と連携し「仕事と家庭の両立」や「多様なキャリアのあり方」をテーマに、ワークショップを開催した。今後も手法等を検討しながら実施し、意識啓発を図る。

○特定事業主行動計画に基づく女性比率（事業No.1019,1021,1023）

令和6年4月に、特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を40%以上とする現在の目標値に加え、新たに管理職に占める女性職員の割合を30%以上とする目標値を追加する改定を行った。令和6年4月現在では38.9%（部長級13.3%、課長級24.2%、係長級41.8%）となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和6年4月時点で31.2%（前年度19.9%）となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は39人（前年度29人）、早出遅出勤務取得件数は153件（前年度90件）となった。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和5年度の取組みと評価】

○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会（事業No.1026）

・令和5年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No. 1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置している。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

○第三次男女共同参画プランの策定に向けて(ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討)

次期、第三次男女共同参画プランの策定に向けては、区民意識・実態調査を令和6年度、区内企業向け意識・実態調査を令和6年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのため、引き続き、関係所管や「らぷらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

【参考：令和4年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・区職員の男女共同参画推進に関し、管理職選考への積極的な申込やワーク・ライフ・バランスの実現のためには、女性だけでなく、男性も働きやすい環境を整備していくことが重要である。
- ・多様性を考えていく上で、区職員が様々なバイアスがかかった状態で、偏った価値観により対応することは望ましくない。相談者の状況が相対的に良い悪いではなく、相談者の困りごとそのものに目を向けていく必要がある。そのために、自分のバイアスに気付き、解消していくとともに、ファシリテーションや対話の質を向上させる研修機会があるとよい。
- ・らぷらす3階の自由利用スペースの家具を入れ替えたことによって、入りやすい雰囲気となった。今後も利用者のニーズを反映した、きめ細かい事業展開に期待する。

（令和5年6月30日 男女共同参画推進部会）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

・【数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合】

目標を達成しているが、ここにとどまることなく施策を推進していくことが重要である。

・【課題1 固定的な性別役割分担意識の解消】

固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。

・【課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】

就労支援だけでなく、100年ライフにおけるキャリア開発支援について、地域ぐるみで積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと。特にミドルシニア世代については、より多様なニーズが存在している。世田谷区では、R60-SETAGAYA-など、ミドルシニアに特化した事業も行われている。区内事業者と連携しながら、新しいキャリアを地域ではぐくめるような土壌づくりも併せて実施することが望ましい。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P7)

・【数値目標4 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度】

「ポジティブ・アクションの認知度」が向上しない理由の精査が重要である。区内企業に関連する項目であるため、区内企業・実態調査の結果にとらわれるだけでなく、必要な分析・ヒアリングを実施すべき。

・【数値目標6 町会・自治会長における女性の割合】

町会・自治会長の数値は女性の割合があがっているが、これは継続して取組みを進めるべき。特に女性の防災士の取得についても取組みを促進してほしい。

・【副次的な数値目標B 両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数・参加率】

両親学級の参加人数について、令和5年度は合計1,733名であり、プラン策定時の実績である2,266名と比べて533名減少している。オンラインによる実施で受講しやすい環境となっている一方で受講者が減少している原因について調査し、対応策を講じることが望まれる。

・【課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発】【課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実】

多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要である。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。男性のロールモデルが女性であってもいいし、年下のロールモデルがいてもいい。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取組みを増やしてくべきだ。

・【課題6 防災・地域活動等への参画促進】

防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。

・【後期計画で新たに取り組むテレワーク等多様な働き方の支援について】

コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。らぶらすの情報・交流コーナーではオンラインミーティングができることを知り、とても助かった。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力して環境を整備していくことが必要である。

【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P10)

・【数値目標 7 DV防止法の認知度（「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）】

DV防止法の認知度について、「法律名も内容も知っている」となると、設問のハードルが高い。次期計画では数値目標の見直しも視野に検討が必要ではないか。各目標数値が高いのは理想だが、その裏にどのような計画や方法が必要か、どのようなリスクがあるのか分析が必要である。

・【課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実】

性的マイノリティ者や女性に対する施策について、効果的な取組みを進め、具体的な実績を重ねる必要がある。

・【課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実】

子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。

・【課題 9 暴力を容認しない意識づくり】

スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。

【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P13)

・【副次的な数値目標 G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合】

数値の低下を解消すべく、更なる取組みの推進が必要である。より効果的な啓発を図っていくべき。

・【課題 10 性差に応じたところと身体健康支援】

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。

・【課題 12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援】

令和7年度は「世田谷区パートナーシップの宣誓制度」10周年となるので、制度の機運を高める取組みを実施すべきである。

・【その他】

- ①「世田谷区地域保健医療福祉総合計画計画」にLGBTQについて明記されたことは素晴らしい取組みである。
- ②同性カップルの住民票の続柄欄に男女の事実婚と同様に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載について、検討を始めたことは評価に値する取組みである。数値に現れない部分に関しても大きく評価できる。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P16)

・【方策 1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化】

- ①らぷらすの研修室を中高生等対象の自習室とした取組みは、若い世代に男女共同参画センターの取組みを知ってもらう上で有効である。
- ②らぷらすの区民企画協働事業のような、区民ニーズから生まれる事業の拡大が必要。多様なステークホルダーの参画、所管部署横断、複合型のテーマなど、もう一步踏み込んだ協働、チャレンジングな協働を促すような仕組みづくりに期待したい。
- ③令和8年度までに目指す“らぷらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

・【方策 2 区職員の男女共同参画推進】

区職員に対する情報発信の成果のノウハウを、区内企業における意識啓発事業等に有効に生かすことは重要だ。

・【方策 3 推進体制の整備・強化】

苦情処理委員会について、名称変更も含めて、より利用しやすいように改善していくことが望まれる。

令和5年度(2023年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和6年8月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ ・父親と子ども対象ワークショップ ・シングルファーザー講座 ・男性の生きづらさ講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			実施内容	〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ 10/20は確定、加えて、2025/2月に2回目を予定 ・父親と子ども対象ワークショップ 8/25に予定 定員8組に対し、申込32組（7/19現在） ・シングルファーザー講座 7/28に予定 申込1組（7/19現在） ・男性の生きづらさ講座 7/27に予定 定員15人に対して申込16人（7/19現在）、加えて、2024/10/19、2025/1/11に実施予定 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン 7/17に実施 定員25人に対して、申込77人、参加者27人。加えて9/14に実施予定
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
			実施内容	申込5校（7/19現在） 内訳： 対象小学校児童向け3校、小学校保護者・教職員向け1校、中学校生徒向け1校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
			実施内容	
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。
			実施内容	

プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座
			実施内容	・産休・育休中の女性向け復職セミナー 2025/1月以降に予定 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 2025/1月以降に予定 ・女性のための起業ファーストステップ講座 6/7. 6/21. 6/28. 7/5に実施 ・起業ミニメッセ 11/23・24
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を配布する。
			実施内容	区内関係機関に働き方サポート相談のチラシを配架（7月）
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	今後の取組み	—
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
プラン課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。
			実施内容	区内実施されるイベントに出展し、来場者にワークライフバランスの啓発を予定。
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。
			実施内容	事象者向け講座 7/17に実施 申込6人、参加者3人
プラン課題 6 防災・地域活動等への参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座
			実施内容	・2025年に女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施を予定。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
プラン課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等		検討状況		
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
			実施内容	・困難女性支援法の施行に伴い、リーフレットの相談先名称変更を実施した。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINEやメールによる相談」を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。
			実施内容	らぶらすの男性電話相談の相談員等が、面接相談を実施することで、相談事実証明の発行ができる体制を整えた。
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、効果的な内容を検討し実施する。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、庁内・庁外の連携体制を強化する。 ・同行警備3回実施。
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】
			実施内容	災対課と連携し、関係所管と課題の共有を進める。
6	取組み名称	加害者更生プログラム	今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。
			実施内容	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	・引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。 ・「デートDV防止」チラシの標記を教育要領にも続き変更し作成中。
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。

プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成	今後の取組み	・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行う。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図る。
			実施内容	らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図った。
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
			実施内容	職場におけるハラスメント講座をすでに実施している関係機関と連携し、講座内で男女共同参画の視点でのハラスメント防止の必要性を周知する。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとることで、犯行の抑止、被害の軽減につながる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。
			実施内容	男性の生きづらさ講座の中で、実施。 7/27に予定 定員15人に対して申込16人（7/19現在）

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたこころと身体 の健康支援				
ご意見・課題等		検討状況		
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。
			実施内容	
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等		検討状況		
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
			実施内容	事象者向け講座で、リーフレットを基に、講義を実施した。実施日7/17 申込6人、参加者3人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
			実施内容	出前講座 申込4校(7/19現在) 内訳： 対象小学校児童向け3校、小学校保護者・教職員向け1校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気付き、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
			実施内容	
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	・関係所管等とのワークショップを開催し、区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインを作成する。
			実施内容	
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人(事実婚)の困りごとへの対応	今後の取組み	・(法律婚やパートナーシップの当事者と比して)関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況

基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等		検討状況		
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 同様に、子ども室の開放も継続する。
			実施内容	自習室：通年では、午後夜間の時間帯で、空き研修室を利用して、開放。長期休暇期間中は、飽き室がある場合は午前から利用を可とする。その他、3階の活動コーナー・情報交流コーナー、ライブラリーの中に設けた読書コーナーも利用を希望する場合は貸し出す。子ども室も同様に、空いている時間帯を開放する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出席講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出席講座を実施する。 引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 らぶらすサポーターの拡充 地域における活動団体や大学生への学習支援
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 出席講座は、前述のとおり。 区民企画協働事業は、応募10団体の内、書類審査・公開プロポーズ・二次審査を経て採択された4団体と9月以降順次実施予定。 らぶらすサポーターと企画した、区民が考える男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ）を10月以降実施予定。
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会を6/20に実施。2024年度は、年4回を予定しており、次回の開催は9月。
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> らぶらすの紹介ツールとして、施設紹介リーフレットを活用。 HPをリニューアルし、講座の申込フォームを新設することで、申込の簡便化を図った。 2023年度に開設したSNSインスタグラムを広報に積極的に活用。 らぶらすのロゴをプリントしたTシャツをイベント等で着用することで、広報に活用。 らぶらすのサインをリニューアル。ビル横の案内サインは、遠くからでも目立つように仕立て直した。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に於いて十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
			実施内容	当該講座の内容・講師を刷新した。また、対象を拡大し、男女どなたでも受講できるようにした。

方策2 区職員の男女共同参画の推進

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
			実施内容	
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。
			実施内容	

方策3 推進体制の整備・強化

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
			実施内容	「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」の実施。 (第1回 5/31 第2回 7/29 第3回 9/20) (第1回 作業部会 6/12)
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぷらすにて若年女性カフェを開催。
			実施内容	年度後半に、若年女性カフェの実施を予定
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
			実施内容	
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	今後の取組み	・11月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。
			実施内容	